平成２７年（フ）第５７７号
福岡市西区愛宕３丁目21番19号
債務者　立藤　武彦
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨満　康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５７８号
福岡市西区愛宕３丁目21番19号
債務者　立藤　加代
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨満　康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６２６号
福岡市東区下原１丁目25番26号
債務者　森野　千秋
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花田　茂治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６５６号
福岡市東区舞松原５丁目１番13号
債務者　海老塚　孝
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７９号
群馬県高崎市藤塚町154番地２
債務者　志田　武彦
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤石あゆ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３７５号
名古屋市千種区楠元町２丁目71番地　トゥアベルティ402号
債務者　村田　大輔
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　昂央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月29日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３１号
福岡市博多区千代１丁目１―55　アットホーム福岡、住民票上の住所福岡市中央区草香江１丁目７番13―601号
債務者　河合　道子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井手上治隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５１号
岡山県倉敷市児島小川６丁目１番60号　藤の木３号、旧住所岡山県倉敷市児島唐琴４丁目13番３―405号
債務者　福留　照人
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２８号
広島県安芸郡海田町栄町２番６―303号
債務者　明宝丸こと　沖　　直行
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５２号
福岡市南区中尾２丁目39番20号
債務者　谷村　光博
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増永　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３１号
神戸市東灘区北青木４丁目16番４号　ビーライン甲南101号、従前の住所神戸市東灘区本山北町６丁目２番33号
債務者　髙橋　秀典
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤掛　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４号
三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ25番22号
債務者　首藤　幸丕
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７４４号
神奈川県高座郡寒川町中瀬32番34号　グランリーズ101号室
債務者　河合　常夫
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢島　健生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月28日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２号
大分市大字上宗方567番地の87　日生第５マンション105
債務者　金當　吉則
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三股　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８号
鹿児島県いちき串木野市旭町14番地１
債務者　薗田　秀樹
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口友一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３９７号
札幌市手稲区富丘１条４丁目13番１―401号
債務者　澤田　賢市
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５１号
札幌市手稲区前田９条15丁目９番23号
債務者　二宮沙智子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部